

区分	制度名	制度内容	相談窓口
給付金	持続化給付金	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給する制度です。</p> <p>対象者：中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他の各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>給付額：前年の総売上－（前年同月比△50%月の売上×12カ月）</p> <p>※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。</p> <p>※令和2年度補正予算の成立を前提としているため、今後変更の可能性あり。</p> <p>※詳細はこれから決定予定。</p>	<p>中小企業庁金融・給付金相談窓口 03-3501-1544</p>
融資	新型コロナウイルス対策マル経	<p>マル経は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。</p> <p>対象者：最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方</p> <p>資金の使いみち：運転資金、設備資金</p> <p>融資限度額：別枠1,000万円</p> <p>金利：経営改善利率1.21%より当初3年間△0.9%引下げ</p>	<p>日本政策金融公庫 例：日本政策金融公庫 松本支店 国民生活事業0263-33-7070 中小企業事業0263-33-0300</p>
	セーフティネット貸付（要件緩和）	<p>社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。</p> <p>※2月14日（金）より、要件が緩和され「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、「今後の影響が見込まれる事業者」も含めて対象</p> <p>資金の使いみち：運転資金、設備資金</p> <p>融資限度額：中小事業7.2億円、国民事業4,800万円</p> <p>金利：基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%</p> <p>※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動</p> <p>貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内（据置期間3年以内）</p>	<p>日本政策金融公庫 例：日本政策金融公庫 松本支店 国民生活事業0263-33-7070 中小企業事業0263-33-0300</p>
	セーフティネット保証4号・5号	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。本店所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資を申し込みます。</p> <p>4号⇒全都道府県が対象</p> <p>幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠で借入債務の100%を保証</p> <p>※売上高が前年同月比△20%以上減少等の場合</p> <p>5号⇒宿泊業、飲食業など587業種</p> <p>特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証</p> <p>※売上高が前年同月比△5%以上減少等の場合</p>	<p>信用保証協会 例：長野県信用保証協会 松本支店 0263-47-1533 ※まずは取引先金融機関にご相談下さい。</p>

区分	制度名	制度内容	相談窓口
	無利子・無担保融資	<p>対象者：生活衛生関係の事業を営む方（旅館業・飲食店など）で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a過去3ヶ月（直近1ヶ月を含む）の平均売上高</p> <p>b令和元年12月の売上高</p> <p>c令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>資金の使いみち：運転資金、設備資金</p> <p>融資限度額（別枠）：中小事業3億円、国民事業6,000万円</p> <p>金利：当初3年間 基準金利△0.9%、4年目以降基準金利</p> <p>貸付期間：設備20年以内、運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>担保：無担保</p> <p>※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も要件に合致する場合は遡及適用が可能です。</p> <p>【特別利子補給制度】</p> <p>日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。</p> <p>※具体的な手続きは未発表となっております。</p> <p>利子補給</p> <p>①期間：借入後当初3年間</p> <p>②補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円</p> <p>対象者</p> <p>①個人事業主（小規模に限る）：要件なし</p> <p>②小規模事業者（法人事業者）：売上高△15%減少</p> <p>③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高△20%減少</p>	<p>日本政策金融公庫</p> <p>例：日本政策金融公庫 松本支店</p> <p>国民生活事業0263-33-7070</p> <p>中小企業事業0263-33-0300</p> <p>※小規模事業者さんは国民生活事業へご連絡をお願い致します。</p>
	衛生環境激変対策特別貸付	<p>感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度です。</p> <p>対象者：新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <p>①最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ今後も減少が見込まれること</p> <p>②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p> <p>資金の使いみち：運転資金</p> <p>融資限度額：別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）</p> <p>金利：基準金利1.91%※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は基準金利△0.9%</p> <p>貸付期間：運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）</p>	<p>日本政策金融公庫</p> <p>例：日本政策金融公庫 松本支店</p> <p>国民生活事業0263-33-7070</p> <p>中小企業事業0263-33-0300</p>

区分	制度名	制度内容	相談窓口
	新型コロナウイルス対策衛経	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。 対象者：最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 資金の使いみち：運転資金、設備資金 融資限度額：別枠1,000万円 金利：経営改善利率1.21%より当初3年間、0.9%引下げ	日本政策金融公庫 例：日本政策金融公庫 松本支店 国民生活事業0263-33-7070 中小企業事業0263-33-0300
	個人向け緊急小口資金等の特例	■緊急小口資金⇒一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため貸付を必要とする世帯（ <u>個人事業主含む</u> ） 貸付上限：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内 貸付利子：無利子	市町村社会福祉協議会 例：松本市社会福祉協議会 0263-27-2000
	新型コロナウイルス対策特別資金	対象者：新型コロナウイルス感染拡大により、事業経営に著しい影響を受けており、次の条件に該当する中小企業の方 ①市内に居住し、かつ市内に店舗もしくは工場を有する方で6カ月以上の操業実績がある ②最近1カ月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少している 貸付限度額：小規模事業者2,000万円、それ以外は3,000万円 貸付利率：1.6% 利子補給率：年0.8%（利子補給期間：融資の日から3年間） 貸付期間：10年以内（据置1年以内） 保証人：原則無保証人（法人は原則代表者1名） 担保：必要に応じ徴する 信用保証料：セーフティネット保証該当：市が保証料を全額負担 セーフティネット保証非該当：市が保証料を4/5負担	市区町村 例：松本市 商工観光部商工課 0263-34-3110
	契約者貸付（生命保険） ※契約者貸付制度のある保険にご加入の方	【各生命保険会社の新型コロナウイルス支援】 1.契約者貸付 解約返戻金の70%～90%の範囲内で金利0%で貸付を受けられる制度です。 手続きは非常に簡単で、3営業日程で指定口座に振り込まれます。 2.保険料の払込猶予（最大6ヶ月など） お客様からのお申し出により、保険料の払込猶予期間を最大6ヶ月程度延長可能です。 保険としての機能を残しながら、お支払を先延ばし可能です。	各保険会社
	一時貸付金（経営セーフティ共済） ※共済にご加入の方	一時貸付金は、取引先事業者が倒産していなくても、共済契約者の方が臨時に事業資金を必要とする場合に、解約手当金の95%を上限として借入れできる制度です。※12カ月以上の掛金納付実績が必要です。 借入額：30万円以上 返済期間：1年 返済方法：期限一括償還 利率：0.9% 担保・保証人：不要	中小企業基盤整備機構 050-5541-7171

区分	制度名	制度内容	相談窓口
雇用	雇用調整助成金の特例措置	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業等を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する措置です。</p> <p>対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主） 支給限度日数：1年間で100日 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①休業等計画届出の事後提出が令和2年6月30日まで可能 ②生産指標（売上高等）の確認を10%減少から5%に緩和 ③雇用指標（最近3カ月の平均値）を撤廃 ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象 ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5 ⑥雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象 ⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象に ⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について ア前回の支給対象期間の満了日から1年未経過でも助成対象 イ支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません 	<p>最寄りの都道府県労働局 例：ハローワーク松本 0263-27-0111</p>
社会保険	厚生年金保険料等の猶予制度	<p>次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷した ③事業を廃止、または休止したこと ④事業について著しい損失を受けたこと <p>納付の猶予が認められると</p> <ul style="list-style-type: none"> ①猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります ②猶予期間中の延滞金の一部免除されます 	<p>管轄の年金事務所 例：松本年金事務所 0263-32-5821</p>
税金	国税の納付の猶予制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時的に納付することが困難な場合で、以下の事情がある場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。</p> <p>【個別の事情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合 <p>【猶予が認められた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原則、1年間猶予が認められます (状況に応じて更に1年間猶予される場合があります) ②猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます ③財産の差押えや換価（売却）が猶予されます 	<p>管轄の税務署 例：松本税務署 0263-32-2790</p>
<p>国税同様、新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合、猶予制度が認められることがあります。</p>			<p>都道府県（例：中信県税事務所 0263-20-1905）</p>

区分	制度名	制度内容	相談窓口
	地方税の納付の猶予制度	※具体的手続きは未発表です。	<small>都道府県（例：〒100-8501 国税事務所）</small> 市区町村（例：松本市 0263-33-4218）
光熱費	電気・ガス料金の支払について	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方であって、 一時的に電気・ガス料金の支払いに困難を来している方は、支払期日を1ヶ月繰り延べ その後においてもその方の状況に応じて柔軟な対応を講じる。	ご契約されている電気・ガス会社
輸出入	輸出入手続きの緩和等について	新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから輸入承認証の有効期限が過ぎるおそれのある場合は、 有効期限の延長申請をすることが可能です。 また、輸出許可証又は輸出承認証の有効期限が過ぎるおそれのある場合も有効期限の延長を申請することが可能です。	本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等